

予算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 令和8年3月4日（水曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議場

---

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	吉 田 勉 君		
副 委 員 長	乳 井 巖 公 君		
委 員	坂 本 豊 君	久 慈 省 悟 君	
	川 崎 憲 二 君	柿 崎 裕 二 君	
	森 弘 美 君	小 鹿 重 一 君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	八 戸 慎 幸 君
教 育 長	久 慈 和 寛 君
会 計 管 理 者	木 村 伸 一 君
総 務 課 長	稲 葉 正 明 君
税 務 課 長	吉 田 聡 君
住 民 課 長	藤 本 正 人 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久 美 子 君
教 育 課 長	八 木 澤 琴 美 君
産 業 振 興 課 長	高 田 一 憲 君
建 設 課 長	高 田 徹 君

---

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
議 会 事 務 局 次 長	蒔 田 千 草 君

---

○会議に付した事件

1. 令和8年度蓬田村各特別会計歳入歳出予算案（説明）
  2. 議案第 8号 令和8年度蓬田村一般会計予算案
  3. 議案第 9号 令和8年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
  4. 議案第10号 令和8年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
  5. 議案第11号 令和8年度蓬田村介護保険特別会計予算案
  6. 議案第12号 令和8年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
  7. 議案第13号 令和8年度蓬田村簡易水道事業会計予算案
- 

○議事の経過概要

午前9時44分 開会

○吉田委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

● 令和8年度蓬田村各特別会計歳入歳出予算案（説明）

○吉田委員長 議案第9号令和8年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○八木澤教育課長 議案第9号、令和8年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案。

令和8年度蓬田村の学校給食センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,442万6,000円と定める。

5ページをお開きください。

歳入になります。

上段、1款1項1目1節給食収入204万7,000円を計上しております。これは給食の無償化を実施しているため、保護者からの給食費の負担はないため、先生と職員分を計上しております。

中段、2款1項1目1節繰入金4,236万8,000円を計上しております。内訳は一般会計繰入金3,092万1,000円、これは人件費などの経費分です。

その2つ下になります。青森県学校給食費無償化等子育て支援事業繰入金730万4,000

円、これは県の補助金が令和7年度からは10割で交付されることになっております。この県の補助金を繰入れし、学校給食費に充当するものです。ただ、これには交付上限額があるため、補助金で補えなかった経費分をその1つ上の一般会計給食費繰入金として414万3,000円を計上しております。

7ページをお開きください。

歳出になります。

上段、1款1項1目一般管理費14節工事請負費の2つ目、真空冷却機更新工事費536万4,000円を計上しております。これは給食センター内に設置している真空冷却機の冷却能力が低下しているため、食中毒を防ぐためにも短時間で菌の発生を抑止できる真空冷却機を更新するための工事費となります。

その下、ガスフライヤー更新工事費38万5,000円を計上しております。ガスフライヤーの経年劣化により油が温まりにくく、調理に支障が出ていることにより、更新するための工事費となります。

その他については、ほぼ昨年並みで計上しております。

説明は以上です。

○吉田委員長 次に、議案第10号令和8年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○藤本住民課長 議案第10号令和8年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案。

令和8年度蓬田村の国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,161万8,000円と定めるものでございます。

歳入についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

上段、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1億60万円を計上しております。これは被保険者の所得及び世帯状況や過去の徴収実績などを考慮し計上しております。このうち、4節子供子育て支援金分現年課税分223万7,000円を計上しております。これは、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、令和8年度から新たに課税となるものです。

次のページをお開きください。

中段、4款1項1目1節保険給付費等交付金（普通交付金）出産育児諸費150万円。

その下、葬祭諸費50万円を計上しております。これは出産育児一時金及び葬祭費の歳入歳出を、令和8年度から県が管理することとなったため計上するものであります。

次のページをお開きください。

上段、6款1項1目1節保険税軽減分1,400万円を計上しております。これは低所得世帯に対する国保税の軽減分を一般会計から繰入れるものであり、過去の実績平均により計上するものです。

次に、歳出について説明いたします。

11ページをお開きください。

下段、1款1項1目12節委託料、国民健康保険システム改修業務委託料、281万6,000円。その下、国保情報データベースシステム改修業務委託料38万5,000円を計上しております。いずれも子ども子育て支援金制度に伴うシステム改修業務です。国10分の10の補助事業になります。

13ページをお開きください。

下段、2款1項1目18節負担金補助及び交付金、一般被保険者療養給付費2億4,000万円を計上しております。これは一般被保険者の自己負担分を除いた医療費を国保連に納付するものです。

18ページをお開きください。

下段、5款2項1目12節委託料、特定健診等委託料380万9,000円を計上しております。これは集団検診300名、個別健診50名分を予定し、委託するものであります。

説明は以上になります。

○吉田委員長 次に、議案第11号令和8年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○藤本住民課長 議案第11号令和8年度蓬田村介護保険特別会計予算案。

令和8年度蓬田村の介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億7,166万9,000円と定めるものでございます。

歳入について説明いたします。

7ページをお開きください。

上段、1款1項1目第1号被保険者保険料8,056万6,000円を計上しております。令和

8年度の保険料は、65歳以上の約1,100人が対象となり、令和7年度の実績などを考慮して計上しております。

9ページをお開きください。

下段、6款1項4目1節低所得者介護保険料軽減繰入金503万1,000円を計上しております。これは、第1段階から第3段階までの低所得者約450人に対する保険料の軽減分を一般会計から繰入れるものです。

次に、歳出について説明いたします。

14ページをお開きください。

中段、1款4項1目12節委託料、介護保険事業計画等策定業務委託料279万8,000円を計上しております。これは第10期介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定業務を委託するものです。計画期間は令和9年度から令和11年度の3年間になります。

その下、2款保険給付費、14ページ下段から21ページ上段まで、4億7,072万6,000円を計上しております。主なものとして、自宅での介護サービスやショートステイ、グループホーム介護、老人保健施設での介護サービス給付費などになります。

23ページをお開きください。

中段、3款3項4目12節委託料、生活支援総合事業委託料827万2,000円を計上しております。これは住民が抱える生活課題の解決と、介護予防や健康づくりを目的に、村社会福祉協議会へ事業を委託するものであります。

説明は以上になります。

○吉田委員長 次に、議案第12号令和8年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○藤本住民課長 議案第12号令和8年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案。

令和8年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億153万4,000円と定めるものでございます。

歳入について説明いたします。

5ページをお開きください。

上段1款1項後期高齢者医療保険料3,069万円を計上しております。令和8年度から新たに加算されます子ども子育て支援金や被保険者の増により、増額計上しております。

中段、3款1項2目1節保険基盤安定繰入金1,617万7,000円を計上しております。これは低所得者に対する軽減分を一般会計から繰入れるものであり、県4分の3、村4分の1の割合となっています。

歳出について説明いたします。

7ページをお開きください。

中段、1款1項1目12節委託料、後期高齢者特定健康診査委託料219万9,000円を計上しております。これは集団健診140名、個別健診60名を予定し、委託するものであります。

その下、後期高齢者歯科口腔健診委託料35万円を計上しております。これは青森市歯科医師会に委託し実施しているもので、令和8年度は通年での実施を予定しております。

説明は以上になります。

○吉田委員長 次に、議案第13号令和8年度蓬田村簡易水道事業会計予算案を議題といたします。

これより説明を求めます。建設課長。

○高田建設課長 議案第13号令和8年度蓬田村簡易水道事業会計予算案。

令和8年度蓬田村の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

- (1) 給水戸数、920戸。
- (2) 年間総給水量、19万4,159立米。
- (3) 1日平均給水量、531立米。

次に、収益的収入、簡易水道事業収益は1億687万4,000円。

支出は、簡易水道事業費用1億687万4,000円となっております。

次のページをお開きください。

資本的収入は、2,830万9,000円。

資本的支出は5,186万7,000円となっております。

実施計画書、各財務諸表等を説明書として添付しておりますが、実施計画明細書で内容の説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。

収益的収入の1款1項1目給水収益4,306万3,000円の計上です。令和7年度の収入実績から積算しております。

次に、1款2項1目他会計補助金4,141万6,000円の計上です。これは一般会計からの補助金で、この中には物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に行う、1か月の水道基本料金の免除事業が含まれております。

次に、その下、2目長期前受戻入2,239万円の計上です。これは水道設備の減価償却費内に含まれる国庫補助金、一般会計補助金等の金額です。実際に現金の動きはありません。

次に、収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費320万4,000円の計上です。これは、浄水場の運用に係る費用で水質検査などの業務委託や電気料、電話料などを計上しております。

次に、15ページをお開きください。

1款1項2目配水及び給水費1,425万9,000円の計上です。これは水の供給に係る費用で、維持管理工事費等を計上しております。

その下、3目総掛かり費2,575万9,000円の計上です。これは事業活動全般に関連する費用で、人件費や旅費、消耗品、システムに係るものなどを計上しております。

次のページ、16ページをお開きください。

1款1項4目減価償却費5,823万8,000円の計上です。令和8年度における固定資産の減価額です。実際の現金の動きはありません。

次に、その下、1款2項1目支払い利息及び企業債取扱い諸費353万5,000円の計上です。これは令和8年度支払い予定の企業債利息分の予算です。

その下、2目消費税及び地方消費税129万9,000円の計上です。これは令和8年度消費税分で、令和9年度支払い予定の予算です。

次のページ、17ページをお開きください。

資本的収入の1款1項1目他会計出資金2,830万9,000円の計上です。これは一般会計からの出資金です。

次に、資本的支出の1款1項1目企業債償還金5,186万7,000円です。これは令和8年度支払い予定の企業債償還金の元金分の予算です。

説明は以上です。

○吉田委員長 以上で、議案第9号令和8年度蓬田村学校給食センター特別会計予算から議案第13号令和8年度蓬田村簡易水道事業会計予算までの5案の説明は終わりました。

それでは、議案第8号令和8年度蓬田村一般会計予算案を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、31ページまでの歳入全般について質疑を行います。なお、質疑は簡潔にお願いいたします。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に、歳出に入ります。

議会費総務費で、32ページから58ページまでの質疑を行います。柿崎委員。

○柿崎委員 41ページ、お願いいたします。

一番上段、工事請負費、郷沢駐輪場解体及び新設工事費とあります。こちらJR郷沢駅の駐輪場だと思っております。

私の認識不足なのか分かりませんが、この駐輪場はJR管轄のものでないから今この予算案のところまで上がってきているとは思いますが、これは村所有で、村が設置した駐輪場ということよろしいんですか。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 土地のほうは郷沢地区の個人の方の土地の上に建っている駐輪場ですので、村が所有しているものだと考えております。

○吉田委員長 乳井委員。

○乳井委員 同じく40ページ、41ページになるんですけども、工事請負費、蓬田駅から郷沢駅の駐輪場の解体及び新設工事についてです。

雪の影響を受けて相当ひどい状況になっていると思うんですけども、工事自体いつ頃行われる予定か、ちょっと伺います。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 蓬田駅については、JRからの土地を借りております。

やはり、JRとの打合せもありますので、その打合せが終わってからの工事となります。なるべく早い時期に進めていきたいと考えております。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。川崎委員。

○川崎委員 35ページです。

蓬田村空家対策計画改定業務委託料の791万2,000円とありますが、今年改定ということなんですけれども、令和3年から令和7年までどのようなことをやって、今回はどのような改定業務を予定しているのか教えてください。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 現在作成された、議員おっしゃるとおり令和3年度版で作成しています。  
それから、今までの間でどれぐらいまた空き家が増えているのか、また、今まで調査したのがどれぐらいまた危険空き家等になっているかを調査するものであります。

○吉田委員長 川崎委員。

○川崎委員 空き家がだんだん増えてきて、広瀬地区あたりは結構増えてきているので、早急に対策して、空き家をどうにか効率よく使えるような計画等もお願いしたいと思います。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に、民生費、衛生費、労働費で、58ページから75ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に、農林水産業費、商工費で、75ページから89ページまでの質疑を行います。坂本委員。

○坂本委員 88ページをお願いします。

蓬田物産館マルシェ指定管理料についてお伺いします。

1,115万6,000円計上しておりますけれども、昨年の予算書を見ますと約1.7倍ぐらい増えておりますけれども、その理由をちょっとお聞かせください。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 積算の段階で人件費、物価高騰等を考慮した中での予算増額となっております。

以上です。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 物価高騰は最低賃金とかが上昇しておりますけれども、1.7倍ほど上がっていないので、どうしてこれほど増えているのか、もうちょっとかいつまんで詳しく教えていただきたいと思います。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 主な増額分については、今言ったとおりの内容です。

あとは、施設を運営するに当たって、営業的な収入も含めて採算性をとっているわけですが、その分についても考慮した中でこういう増額というふうになったと説明いたし

ます。

以上です。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 次に、同じく村長にお伺いしますが、このマルシェの管理委託料、毎年増えているわけですが、村長としては、この赤字経営のマルシェに対しては、上限幾らぐらいまで役場で補填していく予定なのか、考えがありましたらお知らせください。

○吉田委員長 村長。

○八戸村長 お答えいたします。

今坂本委員からご質問ありました、上限が幾らかというご質問に対しですけれども、今のところ上限を設ける予定はございません。

ただし、今ご質問ありましたように、1.7倍の増額ということに対しては、私もこのまま放置しておいていいものとは認識してございません。

したがって、営業内容の精査をしっかりとしつつ、またそこを利用する消費者、またそこに生産物を置く農家、その意見をしっかりと踏まえまして、今後新たな事業の展開を行っていきたいと考えております。

今後の展開につきましては、事業費等、今ここで明言はできませんけれども、しっかりと精査して、このまま増額をしていくという認識はございませんので、お答えいたします。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。乳井委員。

○乳井委員 80ページお願いします。

18節の農業用ハウス等導入支援事業補助金ですが、今年の雪により倒壊したハウス、多くあるかと思えます。これの対応に、今現在既に当たっている方もいるのですが、そういうものの補助も対象となるのか確認します。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 その被害を受けた者に対する補償という考えではございません。その被害を受けて、新たに被害を受けたハウスの代わりに新設とか更新とかする場合についての対応できる事業だというふうに認識しております。

○吉田委員長 乳井委員。

○乳井委員 柔軟な対応が必要なのかと思うんですけれども、あくまでも4月以降にや

ったものということによろしいですか。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 補助事業としては令和8年度からのものですので、新年度からということになります。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。柿崎委員。

○柿崎委員 同じく80ページ、下から3番目、振興野菜パワーアップ支援事業補助金。

私農家ではないので、この振興野菜というのはどういう野菜が蓬田村、我が村では含まれているのか。その支援がこの500万円のうち、どういう方向にどういうふうに使われて、同等の野菜にどのぐらいとか、分かる範囲でいいので、もう少しこれかみ砕いて説明頂けませんか。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 振興野菜、村のほうで指定をしております、その内容としては、トマト、ミニトマト、タマネギ、イチゴ、カボチャ、キュウリ、ナス、ネギ、バレイショ、ピーマン、ブロッコリー、ホウレンソウなどが挙げられます。

目的としては、それらの生産販売を目的として作付している農業者等に対し、種苗の購入費を補助する事業となっております。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。小鹿委員。

○小鹿委員 同じく80ページでございます。

このぽつの、上から5つ目、多面的機能支払交付金5,796万3,000円。この中には、長寿命化事業のも含まれているのかと。あるとすれば、各地区、今までどおり200万円に変わりはないのか、お伺いします。

○吉田委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 今までと変わりはありません。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 87ページをお願いします。

商工費の関係で、多重債務者等経済生活再生事業受託金とあるわけです、130万円。これはどういう制度で、どういう、どのような使い方をされているのか説明していただ

けませんか。

○吉田委員長 住民課長。

○藤本住民課長 この制度は、消費者信用生活協同組合が行う青森県内の多重債務者の経済生活の再生に図る事業になって、住民の経済生活の再生を支援する観点から、貸付け事業の円滑な実施を図るため、信用生協に貸付金を融資する制度となっております。

以上です。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 たくさん借り過ぎて生活が困窮しているという意味だと思いますけれども、債務を返済する資金とかそういうものでは全然予算が足りないし、具体的には、借りていて、生活がままならない人に対してお金を出してあげるとか、貸付けるとかそういうことをやっているのかどうか。

また、決算にも出ているので、何人くらい借りているのかも含めて、もし説明していただければ。

○吉田委員長 住民課長。

○藤本住民課長 令和6年度の蓬田村の貸付け人数ですが、債務整理が1件、生活再建等はゼロ件でした。

以上です。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 1件って言ったら、この前、今年度は130万円、来年度の予算、130万円の予算ですけども、それで間に合うということでもいいわけですね。

ただ、多重債務になると、ほとんどの方は返せなくなってしまって身動きとれないような感じになってしまうので、そのまま放っておくと大変なことになるので、最悪の場合、破産宣告とかそういうことで債務を逃れるっていう方法、そういうこともやられるということは考えられないのかどうかお聞きいたします。

○吉田委員長 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

---

午前10時31分 再開

○吉田委員長 休憩を取消し、会議を始めます。

住民課長。

○藤本住民課長 村では、信用生協のほうに預託金を貸付けて、3月31日で同額を返済してもらっているだけなので、それらのことは起きないかと思っております。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に、土木費、消防費で89ページから98ページまでの質疑を行います。川崎委員。

○川崎委員 94ページの住宅管理費の需用費なんですけれども、⑥で修繕費815万6,000円と、去年から見ると倍ぐらいの修繕費の計画になっているのですけれども、結構かかるのがありましてこういう計画になっているのか教えていただきたいと思います。

○吉田委員長 建設課長。

○高田建設課長 お答えします。

よもっと団地の電気温水器とIHヒーターが、もう年数が過ぎて修理対応できないということで、新品交換になっていきますので、去年よりも上がっております。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。柿崎委員。

○柿崎委員 98ページをお願いします。

2目第4分団屯所現状調査業務委託料180万円ほど出ています。

これは、この事業は、各分団、古い、老朽化した、分団ごとに屯所を新築したり、また修繕したりしてやっている事業の流れだと思いますが、今までの屯所の改築等の費用としてこの調査をやった場合、新築の場合、大体どのぐらいの予算が見込まれるのか。また、改修の場合は大体どのぐらい見込めるのかっていうところが分かりましたらご説明お願いしたいと思います。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 今回予算計上した調査業務委託料、委員おっしゃるとおり改築か新築かという判断をするための委託料になります。

ただ、このどちらか、改築か新築かというのが決まって設計を組まないと、現段階では幾らかというのは、金額は出せない状況です。人件費、部材等が上がっているので、今は概算額どれぐらいというのは分かりません。

○吉田委員長 柿崎委員。

○柿崎委員 今までずっと随時古い屯所を、そういうふうに関築なり新築なりをしてきた

わけでありますが、我々一般の認識の中で考えますと、非常に高額な金額で改修なり改築をしているように感じるわけでございます。

これに至っては、ちゃんと県のほうからいろいろな指導とか規約があつて、調査を入れた段階で、その試算表に基づいての金額で上がってくるものと、そこまでは認識しております。

ただ、一般の住民の認識の金額と相当かけ離れた金額が上つているのでこの質問をしたわけなんです、これはあれなのですか、県とか国が示すような試算表の中で設計、委託とかしないで、村独自に、村内の建築業者に入札をさせて屯所を建てるとついうようなことはできないものなのではないでしょうか。また、それをやったら、何かしら県のほうからペナルティーとかそういうものがあるのか。その辺、もし言える範囲でいいのでご説明頂ければありがたいと思います。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 議員おっしゃるとおり、工事費については一般住宅のよりも公共事業が高いというのは分かるんですけども、人件費また材料費というのは、国県の基準がありまして、その価格というものがあります。それにのっとり、公共事業ですので、村としてもその単価、そして諸経費とかも含めてそういう金額、高い金額になります。

それをやらないで、個人の村内の業者でやってもらうことができないかという質問がありますが、やはりそういう単価を使って入札しないと、公共事業としては、それはまづいのではないかと考えております。

○吉田委員長 柿崎委員。

○柿崎委員 ただいまの説明も理解できるところではあるものの、例えば防災基地、防災拠点をしたものの建物を、修繕なり新築をやると。そういう重要な施設に関しては、ちゃんとした価格でもって強靱なものをつくっていくというのは、これももちろん必要なことです。

ただ、消防団屯所に至っては、要は消防車の車庫、それから団員が募る施設ということで、それほど、今課長のほうから、総務課長のほうから言われたようにちゃんと基づいたものにつくっていくのが妥当であろうと思うんですが、そういう車庫等にそれほど厳密にやる必要があるのかという疑問があるわけです。

要するに、今までの改築の費用を見ると、400万円、500万円とか、もう相当なお金がかかっているわけです。そうすると、それ坪単価になるともう当然考えられないような

坪単価の価格、高い価格が出ているので、これもし村独自に入札をもって、村内の建設業者とかを利用してできれば、この予算で、今まで掛けた1分団当たりの予算で2分団ぐらいの屯所が建つような予算が上がっていますので、その辺もし検討できるのであれば今後検討をして、幾らかでも安い費用で、その基準を満たした立派なものを建ててほしいと思います。よろしくお願いします。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 建築物となれば、やはり私たちではちょっとできない、一般事務の方ができない。やはりそういう設計業者を立てて設計しないと駄目になります。

役場が入札してというのは、やはり設計書等がないとできないので、私たち独自でそれをつくることはできません。それではお金が幾らというのも設計書に基づいて金額が、工事費がはじかれます。その部材、そういう細々のものをこうやって使って、工事費はこれです。それに対して入札幾らかということで、業者から入札を入れてもらうということになりますので、単価も何もなく、どういう部材を使うというのもなく、ただ入札というのはちょっとできないので、やはり設計業者に頼んでやるのが、今までどおりやるのが私はよいと考えております。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。小鹿委員。

○小鹿委員 同じページの趣旨の下の14節です。

戸別受信機取付け工事費ってあるんですけども、これ屯所に受信機をつけるということによろしいのでしょうか。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 これは各家庭に取りつけてもいいですという、取りつきたいという方の戸別受信機、防災無線の部分の10件分を予算化しておるものです。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。川崎委員。

○川崎委員 同じページですけども、委託料の全国瞬時警報システム受信機更新業務という、これは役場についている受信機の更新っていう、それとも戸別受信機ではないのでしょうか。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 これは庁舎についている全国瞬時というか、国のほうで、J-A-L-E-R-Tと言って緊急事態に鳴らすものの、役場の部分の更新の費用になります。

○吉田委員長 久慈委員。

○久慈委員 同じ質問になってしまいますけれども、戸別受信機のスタートというのは、なかなか有線放送が聞こえないとか、そういうクレーム的な情報があって、まずは高齢世帯とか、そういうところから取りつけていこうかということで予算をつけてスタートしたという経緯があると思います。

そして、伺いたいことは高齢者の方々、結構蓬田村も人口減少に伴って高齢者の人たちが亡くなってきてしまっている。そういう中で、空き家に放置したまま、設置したまま放置しているようなことはないのか、その辺把握しているかちょっとお伺いしたいと思います。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 空き家についてはないと、空き家になった場合はそれを取り外していると思っております。

調査というのは、きちんと調査はしておりません。

○吉田委員長 久慈委員。

○久慈委員 行政ですから、やはりきちんと、設置した家庭のおじいちゃんやおばあちゃんが亡くなった、そういうところはきちんと別なところに持っていけるような体制で、経費をやはり縮小していく。これが基本ではないかと思しますので、ぜひ調査して、そういうところがあれば外して、つけていないところに設置していくような体制をとってもらいたいと思います。

以上です。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 委員おっしゃったとおり、今後は空き家で、高齢者が亡くなって空き家になった場合は外すようにしていきます。

○吉田委員長 ほかに質問は。柿崎委員。

○柿崎委員 また同じページの戸別受信機の質問になります。

たしかこの戸別受信機は、今役場で防災無線をしたものを受信できて、それを聞くことができるって、単純にそういう機材であります。

ですが、この機材はもっと優秀な機材でありまして、メール配信なり、それから例えばテキストファイル、回覧板的なペーパーをファクスみたいに飛ばせる、家庭のプリンターにつながるとそのテキストファイルを受け取って印刷できるという、たしか機能もあったように私は覚えているわけです。

先日っていうか、昨年度、海を挟んだ佐井村を訪れた際に、佐井村では、我々のこの戸別受信機よりもまたもう一步進んでいるのですが、小さめのタブレットを各家庭に設置して、それでもって、ペーパーにしなくても、タブレット上で回覧板の内容を見れたりとか、そういうのも試みているわけでございます。

なぜ今これを言っているかといいますと、今各蓬田村の自治会で高齢化が進み、また自治会の中でも5件、10件、そこの各班に至ってはもう九十何歳で回覧板も持って歩けないのに、村からの回覧板の数も相当数あると。なので、これを何とか解消できないものかっていう住民からの問合せが来ております。

この戸別受信機の能力がどこまであるのか、ちゃんと精査しないと分かりませんが、もし可能であればそういうふうに、家庭のファクシミリとかプリンターで受信できるような、たしかできる能力があったと私は覚えております。だから、そういうことができるのであれば今後検討していただけないかと思いますが、どのように思われますか。

○吉田委員長 総務課長。

○稲葉総務課長 一応その戸別受信機の、どういう機能あるかを調査して、今後検討していきたいと思います。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に、教育費で99ページから117ページまでの質疑を行います。久慈委員。

○久慈委員 101ページをお開きください。

昨日課長の説明で、すみません。10款の12節、ぽつの下から2番目、生徒等送迎業務委託料ということで、大体39万9,000円、40万円ですね。

養護学校にという言葉が出てきたんですが、これは自宅から学校まで送迎、往復するのか。また蓬田村ではそういう生徒が何名いらっしゃるのか。ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○吉田委員長 教育課長。

○八木澤教育課長 お答えします。

自宅から学校までになります。

今回、令和8年の4月から、野木和にあります第一高等養護学校、こちらのほうに第

二養護学校の分教室ということで、野木和の養護学校のほうに教室が増えると、追加になるということで、中等部がそちらに入ることになります。なので、自宅から野木和の第一養護高等学校、こちらのほうへの送りは自宅の、保護者の方が送ります。帰り、お迎えは社会福祉協議会のほうにお願いするということになりました。

あと、生徒の方は1名だけです。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。小鹿委員。

○小鹿委員 100ページ、お願いします。

7節報償費の一番下の学習支援講習者ですけれども、村長の施政方針の説明にもあったように、蓬田村塾を開設するということから、蓬田村の学力の向上を図っていきたいということでありました。非常によろしいことだというふうに考えます。

この講師の謝金のところなんですけれども、講師のめどがついているのかどうかお伺いいたします。

○吉田委員長 教育課長。

○八木澤教育課長 お答えします。

今のところは、めどはついております。

以上です。

○吉田委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、次に、災害復旧費、公債費、予備費で117ページから118ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第8号令和8年度蓬田村一般会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成6名)

○吉田委員長 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

次に、議案第9号令和8年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 これは一般質問で質問をすべき問題だと思いますけれども、いつも言っているわけですが、蓬田村では、ご飯は持参するという事になってはいますが、これは、もしご飯を給食センターでつくるとしたら幾らぐらいかかるのか。もう一つは、こういう変則的な給食というのは、県内では行われている例があるのか。その2点お聞きします。

○吉田委員長 教育課長。

○八木澤教育課長 答えします。

まず、今の給食センターの施設では、炊飯ができる、そういう機能は持っておりません。また、スペースもありません。

ただ、そこを改修するとなると、また耐震の関係等もありますので、ちょっと修繕の改築のほうもできない状態になっています。

ご飯を提供するとなると、また違った方向でいろいろと考えていかなければいけないのかと思っております。

今のこのような、ご飯を持参するという給食に関しては、蓬田だけとなっております。県内は。

以上です。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 夏場、特に炊きたてのご飯を冷まさないといけないとか、いろいろ苦労があります。ですから、そういうことも含めて、昔は役場の隣に給食センターあったわけですが、実際こういう施設ができないという、前から言っておりますので、新たに給食センターそのものを建設しないと無理なわけですよね。ですから、そういう費用というのは幾らぐらい見込んでいるのか。また、一切考える余地がないのか。それを含めて答弁いただけないでしょうか。

○吉田委員長 教育課長。

○八木澤教育課長 金額に関しては、今この場では、ちょっとお答えはできません。

ただ、場所にもよりますし、大きさにもよりますし、どのような形で使っていくかと

ということで、今別であれば一緒にランチルームをつかって、給食センターの中にランチルームをつかって、小学生がそこのランチルームに来て給食を食べているというのもあるんですけども、そういう目的次第ではちょっと金額がまた違ってきますので、この場ではお答えはできません。

ただ、給食センターに関しては今後もいろいろな形で検討していきたいと思っておりますので、その辺はご了承ください。お願いします。

○吉田委員長 坂本委員。

○坂本委員 最後にね、前に県内の近隣の市町村、給食センターを視察したことがありますけれども、そのときは炊飯器で、普通の家庭用の炊飯器を何個か並べて、ご飯をその場で炊いておりました。

ですから、今は炊飯器あればご飯がすぐ炊けるわけですよね。生徒の数が多いからそうですけれども、生徒の数に合わせた炊飯器を準備して、あと電力を増やせば済む話ではないかと思うわけですが、あとお米をとぐ場所とかが確保できればすぐご飯は炊けるんじゃないかと思えます。

そのとき、ご飯が炊ける匂いが教室に入ってきて、子供たちはもう食欲をそそられるということがありました。そういう点もあって、あまり給食センター、私先ほど言った給食センターを何億もかけてつくるよりも、そういうふうに、空いている教室を利用しながら電力を確保してやれないのか、技術的にやれないのかということも含めて検討していただければと思っております。

先ほど課長答弁したとおり、県内でほとんどないということは、そのようなことではないでしょうか。完全給食を目指して、ぜひ新しく教育長も尽力していただければと思います。

以上です。

○吉田委員長 答えは求めますか。（「要りません」の声あり）

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第9号令和8年度蓬田村学校給食センター特別会計予算を採決いたします。

本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成7名)

○吉田委員長 賛成全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○吉田委員長 次に、議案第10号令和8年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第10号令和8年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成6名)

○吉田委員長 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号令和8年度蓬田村介護保険特別会計予算案を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第11号令和8年度蓬田村介護保険特別会計予算案を採決いたします。

本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成6名)

○吉田委員長 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ました。

- 吉田委員長 次に、議案第12号令和8年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 吉田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第12号令和8年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成6名)

- 吉田委員長 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号令和8年度蓬田村簡易水道事業会計予算案を議題といたします。

これより収入支出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 吉田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 吉田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより議案第13号令和8年度蓬田村簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成7名)

- 吉田委員長 賛成全員です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時55分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8年 4月21日

予算特別委員長 吉 田 勉